

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期西宮市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県西宮市

3 地域再生計画の区域

兵庫県西宮市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の人口は、市域の拡大と都市化の進展により増加を続け、昭和 60 年には 421,267 人となったが、平成 7 年の阪神・淡路大震災により一時は 390,389 人まで激減した。しかし、震災復興に伴う住宅供給の増加により転入者が増加し、平成 12 年には震災前の人口を上回る 438,105 人となった。以後も微増を続け、平成 27 年には 487,850 人となったが、平成 28 年の 488,874 人をピークに減少に転じている。住民基本台帳によると令和 5 年には 482,542 人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、令和 32 年には総人口が 441,358 人となる見込みである。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は平成 12 年の 73,018 人をピークに減少し、令和 5 年は 62,557 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は平成 7 年以降、増加の一途をたどっており、令和 5 年は 118,684 人となり、今後も少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も平成 19 年の 317,381 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 年には 301,181 人となっている。

自然動態をみると、出生数は平成 19 年の 5,084 人をピークに減少し、令和 4 年には 3,384 人となっている。その一方で、死亡数は令和 4 年には 4,743 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲1,359 人（自然減）となっている。また、合計特殊出生率は令和 3 年には 1.32 と、全国

平均をやや上回っている。

社会動態をみると、平成 15 年以降、転出超過となった平成 29 年から令和元年以外は転入超過で推移しており、令和 4 年には転入者（21,434 人）が転出者（20,673 人）を上回る社会増（761 人）であった。しかし、自然減の進行に社会増が追いついておらず、全体としては本市の人口は減少傾向にある。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、コミュニティ活動の継続が困難となることや、空き家の増加等の地区特有の課題が出てくることが想定される。

これらの課題に対応するため、子育てや子供の育ちに関する支援をはじめ、高齢者や障害のある方への生活支援などの地域共生に資する施策や安全・安心なまちづくり、魅力ある資源を生かした市民文化の発信などに総合的に取り組むことにより、自然増につなげ、社会増を更に加速させる。

なお、これらに取組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 住宅都市としての価値を未来に引き継ぐ
- ・基本目標 2 子供の育ちを応援し、子育てしやすい環境をつくる
- ・基本目標 3 自助と共助（互助）の考えで地域のきずなを強め、地域共生の社会に向かう
- ・基本目標 4 まちの魅力ある資源を生かし、市民文化を発信する
- ・基本目標 5 安全・安心で快適に過ごせるまちの基盤や仕組みをつくる
- ・基本目標 6 地域力の向上を図りつつ、長期的な展望に立った持続可能な行政運営を行う

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	地域ブランド調査（ぜひ住みたい・できれば住みたい）	10.6%	14.7%	基本目標 1
	市全体の緑の量の満足度	32.5%	39.0%	

	西宮市の都市景観についての印象（美しい・まあまあ美しい）	70%	75%	
イ	合計特殊出生率	1.32	1.50	基本目標 2
	子育てしやすいまちだと感じる親の割合	(就学前) 81.6%	(就学前) 85.0%	
		(小学生) 80.0%	(小学生) 85.0%	
ウ	地域活動等に参加する人の割合（60歳以上）	(男性) 31.9%	(男性) 45.0%	基本目標 3
		(女性) 44.0%	(女性) 55.0%	
	要支援・要介護認定新規申請時の平均年齢	(男性) 81.04歳	(男性) 81.51歳	
		(女性) 81.85歳	(女性) 82.42歳	
	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	67人	102人	
エ	地域ブランド調査（魅力度ランキング）	108位	70位	基本目標 4
	市内総生産（GDP）	1兆3,655億円	1兆3,655億円以上	
	市内従業者数	153,089人	153,089人以上	
オ	西宮市市域における二酸化炭素排出量削減率（H25年度比）	26%削減	46%削減	基本目標 5
	家庭内備蓄している人の割合	52.3%	60.0%	

カ	自治会活動等の参加率	34.6%	50.0%	基本目標 6
---	------------	-------	-------	--------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期西宮市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 住宅都市としての価値を未来に引き継ぐ事業

イ 子供の育ちを応援し、子育てしやすい環境をつくる事業

ウ 自助と共助（互助）の考えで地域のきずなを強め、地域共生の社会に向
かう事業

エ まちの魅力ある資源を生かし、市民文化を発信する事業

オ 安全・安心で快適に過ごせるまちの基盤や仕組みをつくる事業

カ 地域力の向上を図りつつ、長期的な展望に立った持続可能な行政運営を
行う事業

② 事業の内容

ア 住宅都市としての価値を未来に引き継ぐ事業

良好な住環境や住宅ストックの保全・形成・活用を図る事業緑やオー
プンスペースを保全・整備し、生物多様性の確保や人と自然がふれあう
場を創出することにより、市民生活に潤いと安らぎをもたらす事業

豊かな自然環境や良好な住宅地、歴史的背景等の景観資源と地域の特
性を生かしながら、魅力ある都市景観の形成や、これらの維持・保全を
図る事業

都市機能の充実とともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちな
み等、地域の特性を生かした良好で魅力ある市街地を形成する事業等
《具体的な事業》

- ・まちづくり支援事業
- ・都市景観関係事業
- ・花と緑のまちづくり事業
- ・公園リニューアル事業
- ・ウォークアブル推進事業 等

イ 子供の育ちを応援し、子育てしやすい環境をつくる事業

子供一人ひとりが健やかに育ち、安心して子供を生み育てることが出来るまちをつくる事業

子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携等を推進する事業

学校・家庭・地域が連携し、地域で子供を育む社会をつくる事業等
《具体的な事業》

- ・家庭児童相談事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・放課後キッズルーム事業 等

ウ 自助と共助（互助）の考えで地域のきずなを強め、地域共生の社会に向かう事業

みんながつながり、支えあい、誰一人として取り残さず共に生きることが出来るまちをつくる事業

全ての高齢者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくる事業
障害のある人が自己選択・自己決定に基づき、希望する生き方・暮らしを実現できるまちをつくる事業等

《具体的な事業》

- ・地域福祉活動助成事業
- ・高齢者外出支援サービス事業
- ・障害者社会参加促進事業 等

エ まちの魅力ある資源を生かし、市民文化を発信する事業

地域資源の魅力を地域活性化や産業振興に結びつけ、都市ブランド力の向上を図る事業

都市の活力と持続的な発展を支える産業振興や、企業市民の参画を促

進し、豊かな市民生活と本市の発展を実現する事業等

《具体的な事業》

- ・都市ブランド発信事業
- ・地域商業活性化対策事業
- ・産業育成等事業 等

オ 安全・安心で快適に過ごせるまちの基盤や仕組みをつくる事業

参画と協働による環境学習を通じた持続可能なまちづくりを進めるとともに、「2050 年ゼロカーボンシティにしのみや」の実現を目指す事業

市民が生命・身体・財産を損なう危険にさらされることなく、安全で安心して暮らすことができる地域社会を構築する事業等

《具体的な事業》

- ・地球温暖化対策事業
- ・防災啓発事業
- ・地域防災計画等関係事業 等

カ 地域力の向上を図りつつ、長期的な展望に立った持続可能な行政運営を行う事業

参画と協働の理念に基づき、地域住民主体の住民自治を推進するとともに、地域課題の解決に向けた最適な地域行政を実現する事業等

《具体的な事業》

- ・コミュニティ推進事業
- ・自治会活動支援事業
- ・参画と協働推進事業 等

※ なお、詳細は第5次西宮市総合計画（西宮版総合戦略）のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

50,000,000 千円（2024～2028 年度）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度9月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2029 年 3 月 31 日まで